

緊急経済対策の早期実施を求める意見書

地方自治体では、平成21年度第1次補正予算による経済対策の執行を前提とした補正予算を編成し、各議会において9月議会までに成立させ、国からの交付・執行に備えていた。

ところが、政府が平成21年度補正予算から約3兆円の執行停止を決定したことにより、予算の減額補正を迫られ、その影響が直接・間接的に国民生活に及ぶことはもはや避けられない状況にある。

よって、政府におかれては、来年4月までの間、平成21年度第1次補正予算の執行停止によって生じる約半年間の経済対策の空白を避けるためにも、早急に平成21年度第2次補正予算を編成し、緊急経済対策として下記の項目を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 中小企業者等金融円滑化臨時措置法の実施に当たっては、銀行による貸し渋り等が発生しないよう、真に中小企業の支援に資するよう運用に努めること。また、中小企業の資金繰りを支援するため、緊急保証制度の拡充を図ること。
- 2 「雇用調整助成金」制度を維持するための予算確保、「訓練・生活支援給付」の恒久化とともに、特に厳しい状況に見舞われている非正規労働者向けの対策、就職先が決まっていない来春の高校、大学の新卒者対策を行うこと。また、雇用保険の失業給付の期間延長についても検討すること。
- 3 「エコポイント制度」について、温暖化対策としての有効性を確認した上で手続きの簡略化や対象品目の拡大などを検討し、継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

兵庫県明石市議会